

## 細流積金社中規則書

凡何の職業に拘らず人の世態には多少の危を帯ひざるはなしさす  
れば貧富貴賤を撰ます必ず非常の備へなかるべからず今同志數輩  
とはかりて積金社中を結び細流會社と號け各人自己の權を以て支  
配する事なく道理を以て據とし規則を以て主とし會局を立て質  
店をひらき社中人撰して局長並支配人をおき社中の積金をもつて  
質元金に用ひ得る所の利益をもつて諸雜用を引去り其餘を年々積  
み貯へ第十一ヶ年毎に後に誌せる甲乙丙の法に隨ひて積金社中へ  
わたし其餘益をもつて局長支配人等の給分並請合社中の請合料を  
拂ひ其餘を本局非常の備金に積をきもし非常の災害に逢ふとも積  
金社中は勿論請合社中にも損失を關ざるを期す東京のある商家の  
隱居某近隣の小民の爲に積金講を結びて遠慮講と號く今吾輩の此  
舉も亦大略其意に倣へり又其はしめに記せる文の大意をこゝに誌  
して社中の奉公人並に婦女子等をして必須の費用を減して蓄財を  
求むべきにはあらず只無益の飲食無要の虚飾或は怠慢に時間を費  
し遊興に財寶を棄る如き其身を毒る處の費用を轉して災害を防  
ぐの資となす可きを諭すのみ

### 遠慮講序文

古語にいわく遠き慮なきときはかならず近き憂ありとまたい  
わく約をもつて是を失するもの鮮しと宜なるかな遠き慮は儉約  
を守るにしくはなし小人究すれば亂をなし倉廩充て禮節おこる  
こと人情の常也されは我身の分限をしり奢を省き儉約を守れば  
暮し方に困らず暮し方に困らされはおのすから貧る心少くなり  
て世を害せず世を害せざるは人間第一の心得也また仁義にこ  
ろさすも餘財なかれは及ひかたきことあり故に儉約は仁義をお  
こなふの源にして家内和合子孫長久の基也予いま同志の輩を議  
し無益の費用を省きあまれる所の小財を積みて大となしもつて  
非常を補ひ親あるものは孝養の手當とし男子あるものは教育の  
資となし女子あるものは縁附の用意とし奉公人厄介はこれをも  
つて世態をもつときの元手とし萬事さしつかへなき人は陰徳を  
施し知音懇意の難儀を救ひまた幼児病院學校などに寄附する等  
すへて無益の費を省きて有益の資に備へることを常々心かけな  
は人間の本分を盡すに到らずとも不知不識吾身の幸福をまねく  
端ともなりなんかと聊の講を結びて遠慮講と號く此講に連るも  
の家内婦女子に至るまで此意を忘却する事なかれと思なる筆を  
染て序とす

踰分而無求事不費財而積陰德者自得福焉

一日に一時つつの朝起は月に五日の長生としれ

千萬のこかねも元は一錢のちりそつもりて山と成ぬる

以上遠慮講の文なり

### 積金社中規則

一元金を出し積金の危害を請合者を請合社中と號け會局にいかやうの災害ありとも請合社中の出金をもつて之を償ひ決して積金社中に損亡をおよほすことなし

一請合社中は十一ヶ年の間脱社すること能はず但之を他に譲るは勝手次第たるべし

一後に誌せる甲乙丙之法に従て積金する人を積金社中となつく積金社中もし中途にして脱社を欲する人は積金總高を總日數に割附平均一年一割五分の利〔三百六十五日を以て一年とす〕を添て取去るへし

但一ヶ年銀二十匁の手續を引去り且甲法は初年無利足乙法は三十兩の外初年無利足丙法は端金三兩を引初年には利を加ふ何れも利に加へたる利を得べからず

又之を他に譲るは隨意たるへし

但積金は特に燒失備金をもつて主意となすか故にもし火災にあへる人其積金の請取事を欲せは定約取高の割合をもつて之をわたすへし其餘の災害は無事脱社の例におなし

一請合社中積金社中とも其出金を引當にし或は引當物なしに本局

より金を借ることを許さず

但時貸時借等は強に此規則に拘泥するあらず

一奉公人は勿論支配人たりとも給金前貸を禁ずもし止ことを得ざる事あるときは必局長の指圖に従ふへし

一積金の危険は請合社中にて引請會局より印證を請取るをもつて積金社中は固より會局の成否にも關せされは局事に配慮すへきには非といへとも十口以上積金する人は金高も少からされは本局に來て諸帳面を檢査すること隨意たるへし

甲法積金 以下三法とも第十一ヶ年の終をもつて満期とす

毎月 金壹兩宛出金

初年 金拾貳兩

第二 金二拾五兩ト永八百文

第三 金四拾壹兩ト永六百七拾文

第四 金五拾九兩ト永九百貳拾文

第五 金八拾兩ト永九百零八文

第六 金百零五兩ト永四拾四文

第七 金百三拾貳兩ト永八百文

第八 金百六拾四兩ト永七百廿文

第九 金貳百零壹兩ト永四百廿八文

第十 金貳百四拾三兩ト永六百四十二文

第十一 金貳百九拾貳兩ト永百八拾八文

右滿期取高

第十二 金三百四拾八兩ト永拾六文

第十三 金四百十貳兩ト永二百十二文

第十四 金四百八拾六兩ト永五拾三文

第十五 金五百七拾兩ト永九十六文

第十六 金六百六拾八兩ト永六百元

第十七 金七百八拾兩ト永八百九拾文

第十八 金九百十兩ト永貳拾三文

第十九 金千零五拾八兩ト永七拾六文

第二十 金千零貳百貳拾九兩ト永五百七拾四文

乙法積金

初月金三十兩出金第二ヶ月目より毎月金壹兩宛出金

第一 金四十五兩貳分

第二 金六十四兩ト永三百廿五文

第三 金八十五兩ト永九百七十三文

第四 金百十兩ト永八百六十八文

第五 金百三十九兩ト永四百九十八文

第六 金百七十貳兩ト永四百二十二文

第七 金貳百十兩ト永二百八十五文

第八 金二百五十三兩ト永八百二十七文

第九 金三百零三兩ト永九百零一文

第十 金三百六十一兩ト永四百八十六文

第十一 金四百二十七兩ト永七百零八文

右滿期取高

第十二 金五百零三兩ト永八百六十四文

第十三 金五百九十一兩ト永四百四十三文

第十四 金六百九十二兩ト永百五十九文

第十五 金八百零七兩ト永七百九十八文

第十六 金九百四十一兩ト永百七十九文

第十七 金千零九拾四兩ト永三百五十五文

第十八 金千二百七十兩ト永五百零八文

第十九 金千四百七十三兩ト永八十四文

第二十 金千七百零六兩ト永四十六文

右甲乙の二法は閏月の積金をもつて積金請取方の費用に充一ヶ年銀二十匁に當る

丙法積金

初月金百三兩出金十一ヶ年置居

第一 金百拾五兩

第二 金百三拾二兩ト永二十五文

- 第三 金百五十二兩ト永八十七文
- 第四 金百七拾四兩ト永九百文
- 第五 二百零一兩ト永百三十五文
- 第六 金二百三十一兩ト永三百零五文
- 第七 金二百六拾六兩
- 第八 金三百零五兩ト永九百文
- 第九 金三百五拾一兩ト永七百八十五文
- 第十 金四百零四兩ト永五百五拾二文
- 第十一 金四百六拾五兩ト永二百三拾四文
- 第十二 金五百三拾五兩ト永拾九文
- 第十三 金六百十五兩ト永二百七拾一文
- 第十四 金七百零七兩ト永五百六拾一文
- 第十五 金八百拾三兩ト永六百九拾五文
- 第十六 金九百三拾五兩ト永七百四拾九文
- 第十七 金千零七拾六兩ト永百十一文
- 第十八 金千貳百三十七兩ト永五百貳拾七文
- 第十九 金千四百貳拾三兩ト永百五拾六文
- 第二十 金千六百三十六兩ト永六百貳拾九文
- 第廿一 金千八百八拾貳兩ト永百貳十三文

甲法同斷

二十一ヶ年目（金貳千六百四十四兩ト永四百四拾一文）  
 甲乙二法は閏月の出金を以て總ての手數料に充れとも丙法は閏月の出金なきか故に初月金三兩出しその金三兩を十一ヶ年間の手數料として引去り金百兩を以て元金と立て勘定す  
 今此社中を結ぶ主意は吾輩みすから元金を出して自己の積金を保守し且社中の眷族並奉公人をして無要の費を省きて非常に備へしめんとするの意のみ（故に請合社中は元金社中をも兼ねるもの也）されとも社外の人といへとも之を望む人は入社すること隨意たるへし但他家の奉公人はその主家よりの言こみにあらされは入社を許さす

凡入社を欲する人は此規則書を熟覽して咸く承認するの證を社中性名錄（注）に取おくへし

以上

〔注〕細流會社積金社中規則書 判紙判 本文九丁

本書には刊年が記されていないが、明治七年一月改正「細流會社積金社中規則書」巻末に「明治四辛未年十二月、同七年申戌年一月改正」と記されていることから明治四十二年十二月に刊行されたことが判明する。この「細流會社積金社中規則書」は、明治七年一月（金高の數え方を圓に変更、利率の引下げ等を改正、明治十年一月（文章訂正補筆のみ）、明治十二年一月（利率の引下げ、満期々限の短縮等広範圍に及び改正）に各々改正された。明治四十二年刊本、明治七年刊本、明治十二年刊本を所蔵。